

1. 本細則は、投稿規程、論文・報告募集要領に則り、2020年度に発刊される論文特集号（以下、2020年度論文特集号）における論文・報告（査読付）の募集について定めるものである。
2. 投稿資格、審査の区分等、原稿の作成・提出、費用負担等は、論文・報告募集要領に従う。
※ 2020年度論文特集号は、2018年度までに比べて改定箇所が多数ある。具体的には、2019年度に改定した①報告の募集開始、②投稿資格の変更、③上限ページ数の緩和、④投稿料の無料化などに加え、新たに⑤責任著者（コレスポンディング・オーサー）制度の導入、⑥論文特集号のオンラインジャーナル化、⑦オンラインジャーナル化に伴うカラー印刷費の無償化などを行う。合わせて、原稿作成要領も大幅に変更したので、両要領を必ず熟読すること。
3. 2020年度論文特集号は、以下の期日において募集を行う（4月18日改定）。
 - 募集開始 2020年4月1日（月）
 - 募集締め切り 2020年6月23日（火）正午（日本時間）
※ 新型コロナウイルス感染拡大を受け、例年より1ヶ月程度延長。なお、原稿提出後の修正は、査読委員会が特に認めた場合を除き、認めない。
4. 2020年度論文特集号において、個々の会員が筆頭著者になれるのは1報についてのみである（共著者（責任著者を含む）になることはできる）。なお、同一グループで複数の論文・報告を投稿する際にも、必ず1報ずつ別々に送付すること。
5. 2020年度論文特集号は、概ね以下のスケジュールで審査等を進める（4月18日改定）。

8月中～下旬	一次審査終了、結果の開示
9月18日	上記に対する修正期間の終了（修正原稿提出の〆切り） （この間に二次審査。二次以降の修正を著者に要求する場合も）。
10月25日ごろまで	採否判定
10月30日	採用論文・報告の完成原稿の入稿
6. 2020年度論文特集号に投稿したものの、10月25日ごろまでに採否が確定しない場合、当該年度の論文特集号への掲載に向けた審査は打ち切られる。その場合、筆頭著者・責任著者および共著者全員が希望すれば、引き続き1号から4号等への掲載に向けた審査を行う（継続審査という）ことが可能である。
7. 2020年度論文特集号に掲載された論文・報告については、原則として筆頭著者が（やむを得ない理由がある場合に限り共著者が）、今年12月19日から12月20日に開催される農村計画学会秋期大会（宮崎大学）の学術研究発表会にて口頭発表することが義務づけられる。
8. 以上について不明な点があれば、
 - 論文・報告の募集、審査については、査読委員会（arp_submission[at]rural-planning.jp）に、
 - 秋期大会での口頭発表については、学術研究委員会（arp_academic[at]rural-planning.jp）に、それぞれ問い合わせること。

（以上）